

共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けた意見交換会の開催について

平成 30 年 4 月 1 日
総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官

1 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、総務省が関係府省の協力を得て、統計調査におけるマンション管理関係団体等との連携強化を図ることとされていることを踏まえ、共同住宅における統計調査の円滑な実施に向けて、マンション管理関係団体等との相互理解の促進を図るとともに、共同住宅の統計調査における効果的な広報や周知等の助言・協力を得ることを目的として、「共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けた意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を開催する。

2 内容

- (1) 共同住宅の居住者を対象として実施している統計調査に関する情報提供
- (2) 共同住宅内における調査の円滑化に向けた意見交換
- (3) その他

3 構成及び運営

- (1) 意見交換会の参加団体は、当面、別紙のとおりとする。また、必要に応じ、関係府省等の参加を求めることとする。
- (2) 意見交換会は、平成 30 年度以降、年 1 回程度開催する。
- (3) 意見交換会は、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官が招集する。
- (4) 意見交換会は、率直かつ自由な意見交換を確保するため原則非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、参加団体からの提出資料であって、団体が非公開を希望した資料についてはこの限りではない。
- (5) 意見交換会の状況等を踏まえ、必要に応じて、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室を通じ、参加団体に対して情報提供等を行うものとする。

4 庶務

意見交換会の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室が行う。

(別紙)

「共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けた意見交換会」参加団体

(五十音順)

一般社団法人 全国住宅供給公社等連合会

一般社団法人 全国住宅産業協会

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

全国賃貸管理ビジネス協会

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

特定非営利活動法人 全国マンション管理組合連合会

公益社団法人 全日本不動産協会

独立行政法人 都市再生機構

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

一般社団法人 不動産協会

一般社団法人 不動産流通経営協会

一般社団法人 マンション管理業協会

公益財団法人 マンション管理センター